

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:猪名川町

計画名称:猪名川町地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所 (頁)
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P. 48 ~ P. 51 「4.3 猪名川町における「公共交通」の考え方」
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P. 53~P. 64 「5. 取組みの施策体系と取組むべき施策」
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	・ P. 25~P. 30 「2.6.5 デマンド交通「チョイソコいながわ」」 ・ P. 54 「5.1 計画目標①まちづくりと連携した地域公共交通ネットワーク形成」
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P. 67~P. 70 「6.3 評価指標と目標値の設定」 ・ 利用者の数 : P. 68 ・ 財政投資収支率 : P. 70 = デマンド交通「チョイソコいながわ」は、路線バスが乗り入れ困難な地域や事業性の厳しい低需要の地域を主に担うことを踏まえ、利用促進をはじめ、国・県等による補助金も活用する中で、町による財政負担の軽減を図るものとして、兵庫県内のコミュニティバス収支率実績値(令和元年度)である25%を目標値として設定。